

みやこ広域リサイクルセンター施設の利用に関する要項

(趣旨)

- 1 この要項は、宮古地区広域行政組合行政組織規則第8条第1項(8)に定める分掌事務(ごみの減量化、再生利用の推進及び計画に関すること。)に基づき、みやこ広域リサイクルセンターの一部施設(研修室、再生品展示室、再生品工房、敷地等)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この要項において掲げる「施設の利用」の意義は次に定めるところによる。
みやこ広域リサイクルセンター施設利用とは、フリーマーケット等再生利用を目指した住民のリサイクル活動の場として、上記に掲げる施設を開放し、その利用に供することをいう。

(施設の利用)

- 3 施設の利用は、原則として稼働を休業している場合に限る。なお、稼働中であっても、業務に支障のない場合はこの限りではない。

(使用料)

- 4 施設の使用料は無料とする。

(利用の手続き)

- 5 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用しようとする日の5日前までに施設利用許可申請書(様式第1号)を提出し、施設利用許可書(様式第2号)の交付を受けなければならない。

(利用者の義務)

- 6 利用者は、利用時において次の義務を負うものとする。
 - (1) 利用者は、施設の利用にあたって、責任者を定め、秩序を保持しながら利用しなければならない。
 - (2) 利用者は、施設の利用が終わった時は、ただちに利用前の状態に回復しなければならない。
 - (3) 利用者は、その利用により建物又は附属施設もしくは備え付け物件を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。但し、特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 利用者は、利用後は清掃し、用具等を所定の場所に格納すること。
 - (5) 利用者は、自己の安全について自ら責任をもつこと。
 - (6) 利用を取り消す場合は、ただちにその旨を届け出ること。
 - (7) 利用時は許可書を携帯すること。
 - (8) 利用者は、販売終了後売り上げ点数等の報告をすること。

(行為の禁止)

- 7 利用者は、利用時において次の行為をしてはならない。
 - (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
 - (2) 使用を許可した場所、及び指定した場所以外の場所に立ち入ること。
 - (3) 使用を許可した設備、及び指定した設備以外の設備を使用すること。
 - (4) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
 - (5) 飲酒すること。
 - (6) 指定した場所以外の場所において喫煙その他の火気の使用をすること。
 - (7) 他人に迷惑となる行為、又は危険のおそれがある行為をすること。

(補則)

この要項は、平成15年4月1日から適用する。

この要項は、平成19年4月1日から適用する。